

平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）

の進行状況に係る点検結果（案）

令和2年11月 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、令和元年度の平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）の進行状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

1 計画全般に対する評価

前期事業計画の5年間の3年目であった令和元年度において、134個の個別施策のうち、4（目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価は122個となり、計画全体として9割以上の施策で目標達成とそれと同等と考えられる実績を得られた。一方、3（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）以下の評価も7個あり、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。また、5（目標を超える実績が得られた場合）の評価は13個あり、実績等を考慮し目標設定や取組内容の見直しを図り、さらに推進していただきたい。なお、評価対象から外している施策は5個あった。

施策分野 \ 評価	5	4	3	2	1	—	合計 (施策分野)
① 生活環境分野	1	14	1	0	0	0	16
② 自然環境分野	3	29	0	1	0	4	37
③ 都市環境分野	0	32	1	1	0	0	34
④ 地球環境分野	5	21	2	1	0	1	30
⑤ 環境保全活動等	4	13	0	0	0	0	17
合計(評価)	13	109	4	3	0	5	134

評価・・・5、達成率100%超、目標を超える実績が得られた場合

4、達成率80%以上100%以下、目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合

3、達成率50%以上80%未満、概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合

2、達成率10%以上50%未満、あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合

1、達成率10%未満、目標値を著しく下回った場合、計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合

—、その他、方針を変更又は廃止した場合、未実施又は実績等がでておらず評価できない場合

2 各施策分野に対する評価

(1) 安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

市民の安全で快適な生活環境を確保するためには、日々の生活や工場などの事業活動に伴い発生する大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭などを防止することが必要である。法令や条例等に基づき市民、事業者への指導等を確実に実施することは勿論のこと、本市の大気や水質などのデータを収集し、分かり易く周知することにより、市民、事業者が安心して日々の生活を送れるように着実に事業を推進していただきたい。

また、市民、事業者がその大切さを正しく理解し、能動的に事業に協力するよう促すことも重要であるため、事業の啓発に努めていただきたい。

(2) 自然環境を保全・再生します（自然環境分野）

本市は、相模湾に面した海岸線、相模川と金目川の下流域に発達した平野、市域西部の丘陵地など、多様性に富んだ豊かな自然に恵まれており、このような自然環境を生かし、農業、漁業がバランスよく発達している。この豊かな自然環境や農水産資源を永続的に保全するために、市内の農水産団体や市民団体と協働し、市民が豊かな自然環境を身近に感じ、自然環境や農水産資源を保全する必要性を感じられる事業を推進していただきたい。

また、昨今の地球温暖化等による極端な気象現象の発生や、感染症の拡大防止の観点から市民が参加する自然環境に関する事業を実施する際には、安全の確保に留意することはもとより、このような社会状況に対応した事業の実施を図っていただきたい。

さらに、ひらつか生物多様性推進協議会により、令和4年度の平塚市生物多様性アクションプランの策定に向けて、令和元年度には陸域の生物多様性の現状調査が実施された。今後更なる調査を進め、平塚の生物多様性の状況を確認するとともに、効果的な事業の実施に努めていただきたい。

(3) 快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）

本市は、公園や道路沿いの緑化活動が、市民活動団体や事業者などの協力を得て実施され、身近な緑や美観を保全、創造されている。また、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」により、空き缶やたばこのポイ捨て、ペットのふん尿等の放置等を禁止行為とするなど、清潔なまちづくりに向けたルールを定めるとともに、市民・事業者・市の協働で取組を推進している。

今後も、このような市民活動団体や事業者が、継続した活動を実施し易い環境の整備や有効な支援を実施していくとともに、活動事例等を、広く周知することにより、同様の取組を市内全域に広げていくよう努めていただきたい。

ポイ捨てや動物のふん尿に関する問題については、条例の効果的な周知の他、市民のモラル向上を図る事業を継続的に実施することで、市民の意識啓発を進めていただきたい。

また、ツインシティ大神地区では、環境共生都市を目指したまちづくりが進められているが、他の地区のモデルとなるような取組の検討をしていただきたい。

(4) 地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)

近年、地球温暖化はひっ迫した問題として顕在化し、その主因の一つとされる二酸化炭素の排出抑制は地球環境にとって重要である。市は市域の総合的な温暖化対策の推進者として、市民や事業者と一体となり、温暖化対策への取り組みを推進していただきたい。

温暖化を緩和するために、「COOL CHOICE ひらつか」や「ひらつかコツコツプラン」などに市民、事業者が率先して取り組めるよう事業を実施するとともに、温暖化対策の取組が市内全域に広がるよう努めていただきたい。

さらに、昨今、日本でも記録的な高温や強大化した台風被害など、気候変動の影響が顕在化しており、今後も、このような異常気象が度重なることが懸念されており、このような気候変動に適応していくことも必要になる。波力などの再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消などの施策を展開することで、災害時に活用できる電力供給の確保などインフラの整備も検討し、二酸化炭素の排出量の少ないエネルギーの導入やエネルギーの域内循環等を推進していただきたい。

また、プラスチックごみが海洋環境に与える影響が問題視されるなど、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理による循環型社会の実現がより一層求められている。市内各地区のごみ減量化推進員等によるマイバックの促進をはじめとする3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組など、地域や日常生活に根差した活動を推進していただきたい。

(5) 市民・事業者等による環境保全活動を促進します(環境保全活動等)

地球温暖化に対する緩和策・適応策の両面から、本市の地球温暖化対策や環境保全を推進し、良好な環境を将来に引き継いでいくためには、環境ファンクラブなどの市民活動団体、事業者、市などのすべて主体が一体となって取り組むとともに、環境に配慮した行動を実践できる市民の育成が必要不可欠である。

市民活動団体や事業者が環境保全活動等の取組を継続して実施でき、環境に関するネットワークを拡大していける環境を整えるとともに、集会が制限される昨今の状況下においても、市民が環境イベントや講座などで学べる機会の工夫していただき、ふれあい、楽しみながら環境の保全や創造の重要性に気づき、行動できる「環境市民」の育成に努めていただきたい。

さらに、公立幼稚園・小中学校では、わかば環境ISOの取組を中心に各学校独自の環境教育が継続的に実施され、その取組は私立幼稚園にも広がっている。今後も、わかば環境ISOの取組を充実させるとともに、将来を担う子ども達が環境について自ら考え、率先して行動できる事業を継続的に展開していただきたい。

3 まとめ

当審議会の点検結果については、市民や組織内における点検結果とともに今後の各施策に反映され、その実効性が高められることを期待する。

また、令和元年度は、平塚市環境基本計画前期事業計画(平成29年度~平成33年度)の3年目であるが、PDCAサイクルで計画を進行管理し、地域の特性や実状、社会情勢、特に新型コロナウイルス感染症の拡大防止を配慮するなど、実効性、機動性、柔軟性をもって事業の展開を図っていただきたい。